

川越市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和5年6月30日 午後2時
- 3 閉 会 令和5年6月30日 午後2時55分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝、
飯島 希
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長岡島一恵、教育
総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼学校管
理課長西貝俊哉、教育総務部参事兼中央公民館長中里良明、学校教
育部参事兼教育指導課長早川美彦、学校教育部参事兼教育センター
所長嘉手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴
子、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長富田 稔、博物館長岡
田賢治、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長松本秀規

8 前回会議録の承認

令和4年度第9回定例会会議録及び第10回定例会会議録を承認した。

令和4年度第11回臨時会会議録、第12回定例会会議録、第13回定例会会議録、
令和5年度第1回定例会会議録及び第2回定例会会議録については、現在、調整中
であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第20号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認 を求めることについて

副部長兼学校管理課長

川越市学校運営協議会規則、川越市立小・中学校管理規則及び川越市立高等学校
管理規則の一部改正については、令和5年度から全ての川越市立学校で学校運営協
議会が設置されたことに伴い、規定を整備するものである。

改正の概要については、川越市学校運営協議会規則第1条の「川越市立小学校及
び中学校」を「川越市立学校」に改めたものである。

また、川越市立小・中学校管理規則及び川越市立高等学校管理規則において、従
前の制度である学校評議員に関する規定を削除したものである。

施行日については、公布の日からとし、令和5年6月8日に公布し施行したも
のである。

教育委員会規則の改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号
の規定により、教育委員会の議決が必要な事項であるが、学校運営協議会の運営が

一部で開始することもあり、早急に対応する必要が生じたため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

委員

今回の改正は、全ての市立学校に学校運営協議会が設置されたものであるが、今までの学校評議員の方が、学校運営協議会委員にも選任されたケースがあるか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

学校評議員から学校運営協議会委員に選任された方は、かなりの人数がいると考えるが、具体的な数までは把握していない。

委員

学校評議員と学校運営協議会は設置された趣旨が違うことから、学校評議員から学校運営協議会委員に選任された方は、どこまでその点を理解しているか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

地域や保護者の方々に学校運営協議会の制度について、きちんと理解をしてもらうためにしっかりと説明をしていかなければならないということは大きな課題であると認識している。校長会を通してそれぞれの違いについては説明をしている。また、各学校においては、地域や学校運営協議会の会議において確認するように働きかけをしているところである。

委員

学校評議員と学校運営協議会の委員の違いについて、明確に分かるよう、文章で説明するとよいと考えるので、対応をお願いしたい。

委員

学校運営協議会の趣旨等について、委員を任命した際に説明しているか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

これまでモデル校で実施している学校に対しては、制度の趣旨等について、理解してもらうよう働きかけてきたところである。また、初めて設置された学校に対しても、第1回目の会議において、校長から説明しているが十分とは言えない状況も想定されるため、引き続き、制度の趣旨等について説明するよう働きかけていきたい。

委員

全ての市立学校に学校運営協議会を円滑に設置できているか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

全ての市立学校で第1回の会議を終了したところであり、スムーズにスタートできたと理解している。

委員

教育委員も含め、会議は傍聴できるのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

会議の傍聴は可能である。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第21号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第22号 川越市幼児教育振興審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

副部長兼教育総務課長

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

また、同法同条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用が義務付けられていることから、川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会を設置し、委員の選任を行ったものである。今年度の委員については、昨年度に引き続き、元川越市立中学校長である近藤誠氏、ふじみ野市文化協会事務局長である桜井信枝氏、川越市PTA連合会書記である関本品子氏、尚美学園大学スポーツマネジメント学部教授である眞下英二氏の4名を選任したところである。

今後のスケジュールについては、点検評価懇話会を7月初旬から中旬にかけて2回開催し、各懇話会委員からの意見を付した報告書案を作成する。報告書案については、8月の教育委員会会議に議案上程し、その後、川越市議会第4回定例会（9月議会）に報告書を提出し、11月に公表する予定である。

委員

4人とも昨年度と同じ委員であるが、その理由を伺いたい。

副部長兼教育総務課長

昨年度も同様の意見があり検討したところであるが、他の適任者が見つからず、教育の継続性も踏まえ、昨年度と同様の委員を選任したところである。引き続き検討していきたい。

委員

「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること」を目的としているため、委員については学識経験者が想定されている。心配なことは、専門性だけでは

なく、第三者の見方というものが評価に入っていない可能性がある。その点について伺いたい。

副部長兼教育総務課長

審議会や施策の検討において、例えば、公募委員や市民代表の方から意見をいただきながら、行政の事務執行を行っていることもある。そのため、この点検評価の段階においては法律が求めている教育の専門に近い領域の方の意見をいただいたうえで、最後は教育委員の意見を踏まえ評価を進めている。そのような観点から考えるとさまざまな方の意見は反映されていると考える。

委員

懇話会という名称の意図について伺いたい。

副部長兼教育総務課長

本懇話会は、自由に意見をいただく場と考えている。委員が個々の知見に基づき、それぞれの考えを教育委員会に伝えていただく場といった趣旨で懇話会という名称を付けたところである。

(2) 川越市立霞ヶ関小学校受変電設備改修工事請負契約について

教育財務課長

川越市立小学校の受変電設備改修工事契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額は4,411万2,200円で株式会社大庭電気商会代表取締役大庭正巳と契約を締結したものである。工期については、令和5年6月20日から令和6年2月16日までである。工事の内容については、川越市立霞ヶ関小学校の受変電設備に、電気設備工事、建築工事を施そうとするものである。

委員

受変電設備改修工事の目的を伺いたい。

教育財務課長

学校施設の受変設備ということで、建築後30年以上経過しているため、かなり老朽化が進んでいる状況である。電気は学校において教育活動のライフラインとして重要なものであり、停電等がないように早めに改修を進めているところである。

委員

今回は老朽化に伴う工事ということか伺いたい。

教育財務課長

そのとおりである。

委員

今後、小学校や中学校に冷暖房設備が追加された場合は、受変電設備の工事が必要か伺いたい。

教育財務課長

受変電設備には容量があり、これから特別教室に冷暖房設備を入れた場合に、学校によっては容量が足りなくなる場合がある。その際は、受変電設備の増設工事が必要となる。

(3) 川越市立特別支援学校の令和6年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校の令和6年度生徒募集について、募集人数は16名で、入学選考期日は令和6年1月11日木曜日としている。この入学選考期日は、県立特別支援学校より早い実施であり、県立川越特別支援学校川越たかしな分校及び県立特別支援学校さいたま桜高等学園の入学選考期日は、令和6年1月17日及び18日となっている。このことから、第1希望を本校とした、本校の教育課程に合った生徒の入学が期待される。なお、昨年度の募集要項から変更した点は、学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を強調した点である。

委員

本校は市外在住者でも入学できるが、市外の生徒数について伺いたい。

参事兼教育センター所長

現在、全校の生徒数は47名であり、そのうち市内の生徒は33名、市外の生徒は14名である。令和5年度の入学者は16名であり、そのうち市内の生徒は10名、市外の生徒は6名となっている。市内及び市外の生徒数の割合は、毎年この程度である。

委員

市内の生徒が少しでも増えるような対応について伺いたい。

参事兼教育センター所長

校長研究協議会という組織があり、本校の校長から本校の特色や生徒像等について説明しているところである。また、教職員が中学校22校に募集要項を持参し説明しているところである。さらに、教育フェスタKAWAGOEにおいても、小学校や中学校に対して本校の特色を示し、広報しているところである。

委員

県立特別支援学校よりも入学選考期日を早めているが、効果が出ているか伺いたい。

参事兼教育センター所長

早めの合格により安心して中学校の卒業を迎えられ、入学までに心構えができることで、入学後についても本校の求めている生徒像に合う生徒が入学していることもあり、生徒が目標に向かって努力する様子が見られている。

委員

入学選考期日が本校の方が早いですが、本校に受からなかった場合には県立特別支援学校を受検できるか伺いたい。また、本校や県立特別支援学校について、生徒や保護者が選ぶ際の決め手となる部分について伺いたい。

参事兼教育センター所長

本校が受からなかった場合であるが、県立特別支援学校を希望していれば受検することが可能である。また、学校を選ぶ際の決め手となる部分であるが、本校や県立特別支援学校において事前説明会を行っているため、それぞれの学校の特色を知ることによって選択していると捉えている。

委員

本校と県立特別支援学校の違いについて伺いたい。

参事兼教育センター所長 本校の最大の特色は、就労を目的にしていることである。また、本校卒業後の支援体制として、市内で就労に協力してくれる企業が複数あり、就労しやすいといった点も特色である。なお、市立ということで中学校との情報共有や連携がしやすいと考える。また、県立川越特別支援学校では、就労が目標ではなく子どもの自立を支えるという点が大きな目標となっている。

11 その他

- (1) 議事に先立ち、議案第21号及び議案第22号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うことに決定した。
- (2) 会議録の署名委員として長谷川教育長職務代理者、佐久間委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、令和5年7月24日（月）午前10時開会に決定した。